

【テーマ】

憲法が地域社会に生き、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしを求める。とりわけ「地域人権」の観点から

- ①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会
- ②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会
- ③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、
のために国の責任と施策の充実を求める。

1, 日程他 (集合15分前。交渉前に個別課題他打合せを行う)

- ①農林水産省 (本館中央玄関9:45集合、入館証受け取る)
(本館地下1階経営局第A・B会議室、ドア番号:本007-1、-02)
- ②国土交通省 (中央合同庁舎3号館通用門ー外務省側ー集合
全員揃っての入館。1階共用会議室)
- ③経済産業省
(別館1階受付窓口付近待ち合わせ。別館1階、101ー2共用会議室)
- ④文部科学省 (5F4会議室) 前後半で職員入替
前半13:00~(要求項目1~4)、後半13:45~(要求項目5~9)
- ⑤厚労省 雇用開発13:00~, 地域福祉13:45, 老健14:30~
(1階共用第4会議室)
- ⑥申し入れ 外務省(15:00 人権人道課)

(1) 農林水産省 16日10:00-11:00

- 1, 6月29日に国会批准が強行されたTPP11は、ほぼすべての農林水産物の関税を撤廃するなど、史上最悪の輸入自由化協定です。暮らしの破壊につながることから離脱を求める。
- 2, 9月26日に行われた日米首脳会談で合意された「物品貿易協定」(TAG)締結に向けた新たな通商交渉が始まろうとしているが、アメリカ大手マスコミは、実質的なFTA交渉であると論評。国内農業、食の安心安全の観点から協議に応じないことを求める。TPP11、日欧EPA、今回のアメリカとのFTAに対する国内への影響をどう考えているのか。
- 3, 耕作放棄地の拡大や豪雨や地震などによる農地やため池も被害も大きく農林水産業や関連の加工施設なども経営が困難となっている。この点の対策はどこまで進んでいるのか。
- 4, 新規就業者総合支援事業の充実改善と自治体が独自に行う新規支援事業への支援を早期に検討されたい。
- 5, 経営所得安定対策廃止との関係で個別所得補償制度の復活を求める。
- 6, 国が管理するしくみが民間の品種開発意欲を阻害していることを理由に、種子法(主要農作物種子法)が廃止されたが、省は当面予算措置などはこれまで通りできると回答してきたが、将来にわたっての見通しを示されたい。公共品種を守るための新たな法律の制定を求める。
- 7, 近年、自然災害が多発し、農山村に甚大な被害が続発している。農山村や林業の荒廃は社会の災害への対応力を弱め、逆に災害が農山村の崩壊に拍車をかけている。この点からも、農林業と農山村の再生は急務であり、甚大な被害が出た場合、復興に迅速に取り組めるよう、万全の支援体制を準備しておくことが求められる。多発する災害で、農業経営の再建を全面的に支援されたい。
- 8, 愛知県あま市にある化製場における悪臭問題について、前回の交渉も踏まえ、省として実態把握の結果に基づき解決に向けた方策をどう考えているのか。
- 9, 近年、害獣による農作物被害・道路交通損害などが増えている。農業者は手塩にかけて育てた作物を一瞬にして荒らされると耕作意欲が喪失してしまう。稲作・野菜・果物など一年中被害を受けている。地元での捕獲など一定の基準で申請すれば簡単な捕獲免許取得や大型捕獲機の貸し出しができないものか。

(2) 国土交通省 16日10:00-11:30

1, 国民の命と暮らしを守ることを最優先とし、防災と生活関連公共事業を積極的に推し進められたい。

- ①2018年7月の西日本豪雨災害に顕著にみられたように、治水対策行政が軽視されている。早急に抜本的改善をはかられたい。
- ②今回の大災害の原因について、特に広島、岡山、愛媛県などの防災計画、住民への情報提供、避難指示、ダム放流などが適正であったのか、その検証を国の責任で行い、結果を示されたい。
- ③防災・治水計画のさらなる発展と具体化に向けて、河川水利工学の専門家、自治体の代表などが参画できる審議会を設置されたい。

2, 住まいは人権の立場で公営住宅政策を充実されたい。

- ①絶対量が不足している公営住宅について積極的に建設されたい。
- ②公営住宅比率の高い地域での継続的な街づくり発展のために、年齢、階層などバランスのとれた地域にむすびつくように、入居者や地域住民の要求を取り入れた計画を策定し地域の活性化のための政策を具体化されたい。
- ③耐震化、建て替え、住み替えなどの各種の振興策を実施されたい。建て替えに時の国の補助率と補助単価を大幅に引き上げられたい。また、現存する昭和40年代50年代に建設された公営住宅、改良住宅は老朽化が進み、入居者の高齢化と相まって、独自の課題が生まれている。エレベーターの設置などバリアフリーを取り入れ、直ちに住みやすい住宅への転換をはかるように政策と具体化を検討されたい。
- ④「旧同和地区」の公営住宅の改善・補修の在り方において、行政と入居者の役割分担を明確にされたい。店舗付き「同和」向け改良住宅の空き家の状況を明らかにされたい。それらの店舗が広く市民が有効活用できるよう府県への具体的な指針を提示されたい。
- ⑤狭小の二戸一などの住宅は、街づくりからも問題であり、住宅の住民への払下げを具体的に推進していく上で、法的行政的な援助をされたい。そのための手続き上の具体的内容を提示されたい。
- ⑥若年や高齢者の単身世帯が急増している。民間賃貸アパートなどに入居者に対して家賃補助をつくられたい。また公営住宅入居に当たっての身元保証人制度は自治体などが援助できるようにするとともに、収入基準を更に緩和されたい。高齢者・障害者の単身者のみならず、社会の主流になっている単身者全体を視野に入れた公営住宅の入居基準の見直し推進のための通達を出されたい。
- ⑦公営・改良住宅の管理について、もとより公平性・公益性のない地元管理委託はただちにやめるように自治体に指導されたい。
- ⑧改良住宅における応能応益は、「平成27年度末で70%」の進捗であったが今

日の到達はどうか示されるとともに、公営入居者との公平を徹底する上からもさらに指導を強められたい。

- ⑨近傍同種などという「応益」が「公営性」を損ね、異常な家賃形態になっている所もある。住まいは人権に関わる問題である。「公営性」にかなう家賃体系、上限を設定し、一方では不適正入居や家賃不払いを是正されたい。
- ⑩「旧同和地区」に建設された公営住宅・改良住宅などの空き家にすべての市民が対象となる入居基準とするよう、通達を出されたい。また空き室公募の自治体がことさらに同和対策の経過を強調するような広報は止めるよう指導されたい。

3, 高齢化の進んでいる地域では、地域内交通の不便さが指摘されており、コミュニティバス、移送タクシー等による地域の足の確保が求められている。国として大幅な助成制度をつくとともに、自治体への指導も徹底されたい。

4, 住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業（要綱 2006年8月国住整備38-2号）については、限度額を引き上げるなど充実をはかるとともに、財源は国の負担とし、償還完了まで実施されたい。また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」「行方不明」「債権放棄」にかかる滞納債権の各県別状況資料を示されたい。また滞納債権については、連帯保証人が死亡した場合も同様に、全額国で負担措置されたい。債権回収マニュアルの簡易版を作成されたい。それから貸付金滞納状況（各県別）の資料も示されたい。

5, 超高齢社会の到来のもとで高齢者専用賃貸住宅などのサービス付き高齢者向け住宅の意義は重要性を増している。「平成30年度予算で3万戸、305億円」と応えているが、都府県別に資料を示して下さい。また、今後の見通しなどを具体的に明らかにされたい。

6, 2014年に「空き家対策特別措置法」が成立した。空き家取り壊しによる固定資産税の軽減措置を行うなど老朽危険空き家をなくすための施策が求められる。またシェアハウスへの活用など空き家活用を行う地方自治体への支援をすすめられたい。

7, 政府が都市部も含め全自治体に要請している「公共施設等総合管理計画」の策定では、「市町村間の広域連携を一層進めていく観点」での各施設の統廃合をせまり、学校統廃合をいっそう促進するなど、「集約化」の名による身近な住民サービスの切り捨てが行われている。強制に対する歯止めを指導されたい。

8. まちづくり交付金は、2010年4月に創設された「社会資本整備総合交付金」に統合され「都市再生整備計画事業」になり、「地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的」に「交付金」がだされ、「高齢者向け優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業等」も対象とされている。「住民本位」「住民自治」の観点を重視するよう自治体を指導されたい。

9. 都市計画道路の整備事業により地域の様相が大きく変化し、住民生活に多大な影響・課題が生じてくる。将来のまちづくり・地域づくりを担う自治体の機構がきわめて重要となっている。省として積極的に対応をはかるよう自治体を支援されたい。

(3) 経済産業省 16日10:30-11:30

- 1, 国民に大增税をもたらす、所得税の各種控除や課税最低限の引き下げをやめること、特に所得格差を拡大し低所得者の生活を破壊する消費税率は廃止・引き下げをはかられたい。消費税に係わり食料品をはじめ生活必需品は、ただちに非課税にされたい。
- 2, 同和高度化資金の貸し付け及び償還状況を県別に明らかにし、返済指導と不正排除の徹底をされたい。
- 3, 高額図書購入強要、指名入札への参画、工事請負への参入など「えせ同和行為」「えせ人権行為」と称すべき実態にある) がいまだ横行している。省が把握している現状を明らかにし、行政・企業に対する指導と啓発の強化をはかられたい。
- 4, 靴・履物産業の振興をはかるため、製品に関する科学的な研究の確立と充実をはじめ、中小零細業者に対する新製品・デザイン開発、技術の向上と継承、技術者・人材育成、国際見本市への参加、官公需や輸出を含む販路の拡大など、大幅な予算措置をとって実効ある具体的対策に本格的にとりくむこと。
 - ①皮革産業振興対策事業を大幅に増額するとともに、地方に対する国庫補助について特段の予算増額措置をはかること。
 - ②産業を守り、働くものの仕事確保をはかるためにも、革靴の輸入自由化に反対し、WTO協定の改定について提起し、WTO協定の「セーフガードにかんする協定」を発動して革靴の輸入数量の制限をはかること。また、そのための「実態調査」にただちに着手すること。
 - ③現行の関税割当(TQ)制度の維持・強化を断固はかるとともに、これ以上の革靴の大量輸入を防止するあらゆる積極的な措置をとること。当然のこととして、二国間等の自由貿易交渉や貿易自由化交渉・ラウンド協議においても、労働団体を含む関係業界団体に対する情報提供をすすめるとともに、現行制度の維持・存続と輸入枠の拡大抑制のための強力な主張を展開して、これを断固守りぬくこと。また、国内で審議・決定される関税割当基準数量については、今年度の実績をふまえ、今後一切拡大しないこと。また数量についての科学的かつ明確な根拠を示すこと。
- 5, 東日本大震災をはじめ、西日本集中豪雨、台風などによる被災地の復旧・復興、被災者の生活と生業の再建にむけた予算を拡充し速やかに執行されたい。

6, 原発対策については、火山の爆発や断層などによる震源地域で特に大事故が予想される原発や稼働年数の長い原発は即座に停止し、すべての原発再稼動を行わず、廃炉に取り組むこと。あわせて、自然エネルギー利用の拡大、普及に取り組み電力の安定供給をめざすこと。原発の輸出は直ちに禁止すること。これら原発依存を改め、将来にわたって原発による放射能汚染から住民を守る政策を確立されたい。

(4) 文部科学省 16日13:00-14:30

- 1, 憲法・子どもの権利条約にもとづいた教育をすすめられたい。
- 2, 教育費の保護者負担を軽減されたい。
 - ①義務教育費の国庫負担を拡充されたい。
 - ②給食費の無償化をすすめられたい。
 - ③就学援助の拡充と国庫負担の復活に努力されたい。
 - ④高等教育の学費無償化と給付制奨学金の創設をすすめられたい。
- 3, 教科書の身分制や部落問題に係わる記述については是正されたい。
 - ①江戸時代にさかのぼって賤民身分だった人々が今も差別されているような書きぶりは、差別を助長するものであり、やめていただきたい。
 - ②地域の環境改善だけでなく、今日では何のわだかまりもなく市民の交流がすすんでいる事実をふまえた内容にしてください。
 - ③「同和地区」「被差別部落」が現在も存在するかのよう書き方はやめさせていただきます。
 - ④半世紀以上も前の「同和対策審議会答申」のみを掲載し、その一方で2002年末に特別対策が終了したことを書かず、現在も部落差別が変わらずに続いているような記述はやめていただきたい。
 - ⑤「部落解放同盟」という特定団体の名称を教科書に書くのはやめていただきたい。
- 4, 特定の部落解放運動等の方針を教育に持ち込ませないようにされたい。
 - ①「部落民宣言」「立場宣言」などをさせないようにされたい。
 - ②旧対象地域へのフィールドワークをさせないようにされたい。
 - ③子どもの言動は事件化せず、教育の課題として解決するようにされたい。
- 5, 「部落差別解消法」にかかわる国会附帯決議の遵守を徹底し、法の恣意的な拡大解釈に毅然として対処されたい。
 - ①法本文だけでなく附帯決議も周知するよう徹底されたい。
 - ②「世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意する」(衆議院)に際しての視点を示されたい。
 - ③「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずる」(参議院)に関わり講ずるべき対策について示されたい。
 - ④「当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意」に関わり留意すべき点について示されたい。

6, 児童生徒支援加配教員については、依然として人権（同和）問題を対象とした偏向配置になっていることから趣旨にそった適正な配置による大幅な人員増をはかること。各都道府県別に配置人数の実績・今年度人数と予算を明らかにされたい。

7, 障害者雇用の法定雇用率の達成をすべての分野で促進されたい。なお水増し雇用の真相を明らかにし、再発防止を障害者団地の代表も交えて検討を行われたい。

8, 厚生労働省が 2017 年にまとめた報告書によると、日本の子ども（17 歳以下）の相対的貧困率は 13.9%（2015 年）。これは、日本の子どもの約 7 人に 1 人が相対的貧困状態にあることを示している。2014 年の OECD のまとめでも、日本の子どもの貧困率は、先進国 34 ヶ国中 10 番目に高い数字だった。「子どもの貧困」の問題に焦点をあてた、教育格差の緩和に対応できる政策の充実を求める。

なお、空調設備を全校配置するとともに、設備費等は PTA ではなく、行政が負担すること。

9, 兵庫県教育委員会の「人権教育基本方針」（平成 10 年 3 月作成）に「・・・差別意識の潜在化傾向も見られるなど、部落差別は社会になお根強く存在・・・」などと誤った現状認識にあり、この「方針」に対する省の見解と兵庫県教委にたいする是正指導を行われたい。

(5) - 1, 厚生労働省 (雇用開発課) 16日13:00-15:00

1, 就職応募者の人権を保障するための公正・合理的な採用システムの確立について、すべての企業に対し、「統一応募用紙」の精神を遵守し、身元調査、思想・信条調査、縁故採用、身元保証をはじめいっさいの就職差別・人権侵害を根絶するよう指導を徹底されたい。

2, 「就職差別につながるおそれ」の統計をとった年から直近までの、そのデータ内容を明らかにされたい。その件数ならびに経年変化の推移からして、省は部落問題解決の到達点をどのように捉えているのか、見解を明らかにされたい。

3, すべての働く人に人間らしい生活を保障するために以下の点について対応をはかられたい。

- ①最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現されたい。
- ②派遣労働者の違法な首切りをやめさせ雇用の継続と、暮らしが成り立つよう最低賃金を1000円以上に大幅に引き上げることを企業に要請されたい。
- ③雇用保険給付期間の延長、訓練事業の拡充、訓練手当の増額、就業の安定と労働者の資質向上のための関連制度の充実をはかられたい。
- ④「ブラック企業」「ブラックバイト」など若者を「使い捨て」にする企業や、長時間労働などを根絶させるための法の整備をはかるとともに、人間らしく働くルールを確立するための指導を徹底されたい。また、労働時間の把握・保存の義務を使用者に課すことや労働行政による監督指導体制や労災防止・認定に関する体制を強化されたい。

4, 隣保館経由の雇用保険適応日数上乘せ制度は、同和対策の延長制度である。即刻廃止されたい。なお、2003年度から昨年度までの年度ごとの実績を各県ごとに明らかにされたい。その変化・推移を省としてどのように評価されているのか認識を明らかにされたい。

5, ILO第83回総会で採択された第177号条約 (通称・家内労働条約) について、条約に賛成した政府の立場・責任からも早期にその批准をはかること。

- ①家内労働者の賃金、仕事の打ち切りなどの労働条件、失業時の休業補償などの社会保障をはじめとする労働者としての最低限の権利確立のため、現行家内労働法を抜本的にただちに改正されたい。また、必要な新法の策定にむけての検討と関係する現行法の改定をただちにはかられたい。
- ②家内労働者の低工賃と長時間労働の解消や権利の向上、社会保障の拡充、労働諸条件の最低限の権利の保障などの実現のため、大幅な財政措置をとるよう

抜本的対策を実施されたい。

- ③特に、家内労働者のための休業補償制度と未払い工賃の立替払制度を確立されたい。また、労働者災害補償保険法の家内労働者特別加入制度の掛金を下げられたい。
- ④これらの推進のために、日本国内の家内労働者の組織との協議の場を正式に設置し、とりくみの具体化をはかられたい。

6、障害者雇用について障害者権利条約の水準をもとに進められたい。そのうえで、以下の課題について、重大な人権課題として誠実に対応されたい。

(1) 障害者雇用の法定雇用率を「水増し」していた問題について

- ①各省庁や自治体の「水増し」の手法のすべてを明らかにされたい。
- ②再発防止にむけた対策の検討状況を明らかにされたい。
- ③法定雇用率達成に向けて、国が責任を持って対策をとられたい。
- ④各省庁などで現在雇用されている障害者に対して職場でどのような合理的配慮が執り行われているのか、その労働内容なども含め明らかにされたい。
- ⑤官における障害者雇用にも、民間企業と同等の監視やペナルティを課されたい。

(2) 難病及び長期慢性疾患による障害をもつ患者等を障害者雇用の対象とされたい。

- ①雇用主側の整備状況を理由に法定雇用率から排除されていることは、障害者権利条約上からも問題である。直ちに、法定雇用率の枠組みの対象とされたい。
- ②難病患者の生活実態や労働の現況などをふくめた実態調査を行われたい。

(5) - 2, 厚生労働省 (地域福祉課)

- 1, 「部落差別解消法」にかかわる国会附帯決議の遵守を徹底し、法の恣意的な拡大解釈に毅然として対処されたい。
 - ①法本文だけでなく附帯決議も周知するよう徹底されたい。
 - ②「世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意する」(衆議院)に際しての視点を示されたい。
 - ③「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずる」(参議院)に関わり講ずるべき対策について示されたい。
 - ④「当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意」に関わり留意すべき点について示されたい。

- 2, 母子対策関連事業(旧家庭支援推進保育事業)の各都道府県別実績(対象保育所数)と来年度の予算内容を明らかにするとともに、旧同和地区偏重の保育師加配は根拠が明確ではなく社会的交流を妨げている。即刻廃止されたい。
- 3, 隣保館のこれからの在り方、役割など他の公共施設との関連も含め総合的に検討されたい。
 - ①「部落解放団体」支部事務所や「人権協会」などを抱えている隣保館の所在を明らかにされたい。また、公益に反するこれら施設への補助を停止するなど公平中立な管理と運営にむけた指導を徹底されたい。
 - ②部落問題解決の到達にたち、旧同和地区を前提にした相談や交流に関する国補事業は廃止されたい。広域隣保も含め、隣保館の在り方を全面的に見直しされたい(広域隣保の各県別補助数と金額を示されたい)。同時に、多様な要求にもとづく隣保館活用について住民の意見が十分反映できる運営をはかれるように設置主体を指導されたい。
 - ③隣保館利用者の利便性を考慮し、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、エレベーター設置等の予算を積極的に確保されたい。

- 4, 生活保護制度の拡充をはかられたい
 - ①憲法25条が保障する生存権にかかわる重要な制度である。国民の権利である申請権にもとづき、無条件で申請を受理するようにされたい。
 - ②2018年10月からの生活保護費削減は生活保護利用者に耐えがたい苦しみを押し付け、年金や最低賃金などに連動して国民の最低生活水準(ナショナル・ミニマム)を切り下げるものであり、直ちに撤回されたい。
 - ③捕捉率が低い問題を放置したまま、所得の低い一般世帯と比較して扶助基準を引き下げることが科学的根拠も疑わしい結果を生み出している。結果として、経済が停滞し、格差の拡大や貧困世帯が増え、さらに保護基準は下がり続けることになる。科学的根拠とともに当事者の意見も大事にしながら、生活保

護基準のあるべき水準を検討されたい。

- ④職業訓練を支給条件とする「自立」の強制や冬期加算、住宅扶助の見直しをやめて、暮らしが成り立つ金額へと大幅に引き上げられたい。さらに扶養義務の押しつけはやめられたい。

(5) - 3, 厚生労働省 (老健局関係等)

1, 介護保険制度の充実をはかられたい。

- ①総合事業の開始以降、利用者、介護事業所双方にどのような影響が具体的に生じているのか現状を明らかにされたい。また、現在の状況で「総合事業」の運営が円滑に運営できるのか見通しを明らかにされた。
- ②「生活援助」の利用回数の上限設定について、機械的にサービスを打ち切らないよう自治体に周知・徹底されたい。
- ③介護度 3 以上でないと特別養護老人ホームに入所できない実態を改められたい。
- ④利用抑制につながる利用者負担の増額もやめ、介護保険制度の保険料や利用料の減免制度について、各地の実状をふまえ国の制度として拡充・整備を検討されたい。
- ⑤必要な介護職員が確保されるようその対策を抜本的に強められたい。また、後期高齢者の急増を踏まえ、介護職員と施設の専門性、円滑な運営確保などの観点から認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能計画作成者研修などを受講希望者数に対応した規模と開催回数で実施されるよう各自治体を支援されたい。

2, 介護保険報酬の見直しは、介護労働者の賃金を大幅に引き上げること、事業所経営が健全化されること、これらを前提に組み立てられたい。

- ①介護・福祉職場の人材確保と処遇改善のため基本報酬のアップをはかられるとともに、事業所の機能強化のための加算の引き上げと要件の見直しをはかられたい。
- ②介護職員処遇改善加算金の対象をすべての職員に拡大し増額されたい。

3, 若い人も高齢者も安心できる年金制度を国の責任で創設されたい。

- ①隔月支給の年金を国際水準である毎月支給に。
- ②年金支給開始年齢のこれ以上の引き上げは行わないこと。
- ③「マクロ経済スライド」は廃止すること。
- ④全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に創設すること。
- ⑤支給年齢の繰り上げや給付額の実質的切り下げをしないこと。
- ⑥満額支給の年齢は60才にすること。

4, 国民健康保険が社会保障制度として機能するように各自治体に指導されたい。

- ①市町村がこれまで行ってきたように、保険料負担が増えないよう保険料の賦課割合決定や一般会計法定外繰り入れを行えることに対して各県運営方針に明記すること。
- ②条例減免制度についてはこれまで通りの運用とすること。

- ③強制徴収や債権管理機構へまわすことなどをやめ生存権や人権を保障されたい。国保減免制度の拡充をすすめ、短期保険証・資格証明書の発行はやめること。後期高齢者の医療費無料と保険料滞納者に対する保険証のとりあげはやめること。
 - ④低所得者（国民年金）でも入居できる特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設を増やし早急に入所待機者を解消すること。
- 5, 小規模多機能居宅介護事業所の設置を促すために、新設ならびにサテライト建設に対して国の補助金制度を創設することやケアマネージャー配置への行政支援を行うこと。
- ①24時間体制、看取り態勢を支えるうえでも、訪問診察を柔軟に行えるように医療関係機関に働きかけられたい。
 - ②小規模多機能居宅介護事業所の利用者が入院した場合においても、本人等の合意のもとで引き続き利用契約がなされている場合は、介護保険制度の契約が成立することを認められるとともに広く周知を図られたい。
 - ③小規模多機能型居宅介護の普及を図る上でも、義務づけられているケアマネージャーの配置を解消し、一般のケアマネージャーでも対応できるシステムを検討されたい。

(6) 外務省・総合外交政策局（人権人権課）申し入れ 16日15:00-

1, 国連関係委員会の「勧告」は、同和問題を「人種問題」に位置づけ、長年にわたる解決の取り組みに対する誤解が含まれている。正しい理解を拡げられたい。

2, 公正で政府から真に独立した国内人権機関設置の具体化を求める。

- ①国連パリ原則に沿った、独立性と実効性が確保されるものにする
- ②人権委員会は権力や大企業等による人権侵害、平等権の領域のみを強制救済できるようにする
- ③言論・出版の自由に係わり定義があいまいで言論表現規制につながる「不当な差別的言動」「誘発・助長」などの文言・規定は法の目的記述からはずす
- ④人権擁護委員の国籍条項をなくす
- ⑤国民の権利実態をふまえ、法律の必要性などそもそもからの議論が行えるようにする
- ⑥国連関係委員会に対しこの件に関する日本国内での議論の到達点など正しい情報提供を求める。

3, 「女性差別撤廃条約」の政府審査に関わり、「マイノリティーの女性」をどう理解しているのか。2002年3月末で国の同和対策特別法は終了したもとの、かつての「同和地区や住民」を対象とする「実態調査」は不能・不要であり、「部落の女性」を「複合的差別」にくくらないでいただきたい。省の見解を明確にされたい。

2013年に廃止された婚外子相続分規定を除く民法の差別規定のうち、夫婦同姓の強制と女性のみでの再婚禁止期間を違憲とする訴訟の最高裁の憲法判断は不当なものである。委員会勧告を誠実に受け止め履行されたい。

また、性差別撤廃条約選択議定書の批准を進められたい。

4, 日本国は自由権規約の批准以来半世紀近くにわたって、個人通報制度の導入を実現していない。国会が自由権規約を批准した時、第一選択議定書の速やかな批准を約束した。それにもかかわらず、これが果されることなく今日に至っている。このため、人権面では多々遅れが目立ち、とりわけ国際的な自由権規約の解釈基準にそぐわない独自の人権理論が定着し、それが人権の国際化への到達を阻んでいる。個人通報制度は日本国が批准した主要な国際人権条約すべてにおいて、実現していない。このため、条約の趣旨に反する判決が最高裁判所及びその下級審においても度々罷り通っている。日本政府は報告審査の機会ごとに批准は「鋭意検討中」の常套句で答えをはぐらかし、批准を拒否する姿勢を示してきた。批准を見越して準備を完了し、受け入れに支障がないのだとしたら、直ちに批准すべきである。

(資料)

2018年8月30日

オリジナル：英語

人種差別撤廃委員会

日本の第10・11回合同定期報告書

部落民の状況

19. 委員会は、2016年の部落差別の解消の推進に関する法律の施行を歓迎する一方、部落民の定義が、この法律にも、他のいずれにも存在しないことを遺憾に思う。委員会は、雇用、住宅および結婚において部落に対する差別が継続していることを懸念する。委員会はまた、部落の戸籍データおよび情報への違法なアクセスおよびインターネット上での公表が、彼・彼女たちをさらなる差別にさらすおそれがあることを懸念する。委員会はまた、この法律の適用のために割り当てられる資源に関する情報が欠如していることを懸念する。
20. 条約第1条第1項（世系）に関する委員会の一般的勧告29（2002年）に留意し、委員会は、締約国に以下を勧告する。
- (a) 部落の人びとと協議し、部落民の明確な定義を採択すること。
 - (b) 部落民に対する差別を世系に基づく差別と認めること。
 - (c) 次回定期報告書において、部落差別解消推進法を実施するためにとられた措置、およびその影響について、さらなる情報を提供すること。
 - (d) 雇用、住宅および結婚における部落の人びとに対する差別を撤廃する努力を強化すること。
 - (e) 2002年の同和対策に関わる特別措置立法の失効以後、部落民の社会経済的状況を改善するために取られた措置について、さらに情報を提供すること。
 - (f) その権利に影響を及ぼすあらゆる政策および措置について、部落の人びととの協議を行うことを確保すること。
 - (g) 部落民の戸籍データを機密扱いとし、戸籍データの濫用事案を捜査し、訴追し、および加害者に制裁を科すこと。
 - (h) 締約国が、部落差別解消推進法の実施について、十分な予算を提供するよう勧告する。

(7) 内閣府への提出（内閣府大臣官房政府広報室世論調査担当）

参考に法務省要請事項を以下に紹介しますので、世論調査実施に際して検討してください。

- 1, 「部落差別解消推進法」にかかわる国会附帯決議の遵守を徹底し、法の恣意的な拡大解釈に毅然として対処されたい。
 - ①法本文だけでなく附帯決議も周知するよう徹底されたい。
 - ②「世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意する」（衆議院）に際しての視点を示されたい。
 - ③「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずる」（参議院）に関わり講ずるべき対策について示されたい。
 - ④「当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意」に関わり留意すべき点について示されたい。
- 2, 兵庫県たつの市議会は昨年12月議会で部落差別の解消を進める条例案を可決した。条例は、市が差別解消に向けて施策を進める責務を明記。部落差別解消推進基本計画を取りまとめ、市民団体や学識者らでつくる審議会を設置し、相談体制や人権教育の充実などの施策を効果的に進めるとして、4月1日から施行する。「部落差別解消法」は「理念法」だと提案者は繰り返し発言した。よってこの法の成立は「部落問題」に特化した新たな施策・計画づくりを国や自治体に促してはいないとする。省の見解を明らかにされたい。
- 3, 「部落差別の実態に係る調査」の内容、手法を明らかにされたい。
- 4, 「国内人権機関」設立について、以下の点を求める。
 - ①国連パリ原則に沿った、独立性と実効性が確保されるものにする
 - ②人権委員会は権力や大企業等による人権侵害、平等権に係わる領域のみを強制救済できるようにする
 - ③言論・出版の自由に係わり定義があいまいで言論表現規制につながる「不当な差別的言動」「誘発・助長」などの文言・規定は法の目的記述からははずす
 - ④人権擁護委員の国籍条項をなくす
 - ⑤国民の権利実態をふまえ、法律の必要性などそもそもからの議論が行えるようにする
 - ⑥国連関係委員会に対しこの件に関する日本国内での議論の到達点など正しい情報提供を求める。
- 5, 同和問題の現状について、人権啓発パンフレット「心ひらこうー同和問題はいま」は、人権侵犯処理のなかでの件数割合や処理内容の変化を示さず、解決へと前進している婚姻などの変化した数字もあげず、世論調査に見られる「いまだ残る差別意識」、実証に欠ける「結婚や就職の差別」を記述するなど、かえって誤った理解を広げ啓発不信を招きかねない。是正をセンターに求められたい。

また、今日における「同和問題に関する国民の差別意識」についてどのような認識されているか。「市民意識調査」は「同和地区」「同和地区住民」を前提に実際の問題行為ではなく、「同和問題」の理解を問うて「啓発効果」を図る程度の意味しかなく、実際の認識に誤解を与えていることから有益な設問とは言えない。「同和地区」「同和地区住民」を前提とする設問はやめられたい。

- 6, 5年ごとに内閣府が実施している「人権擁護に関する世論調査」の同和問題に関する人権上の問題の設問で、「部落差別解消法」の成立を反映して「部落差別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」と問う箇所がある。「どのような人権問題があると思うか」との問いは、実際に見聞きしたことのほか、想像したことも合わせて問う形になり、誘導的であり、科学的調査とは言えない。「あなたは、同和問題に関し、実際に身のまわりで起きたことを聞いたことがありますか」などの設問に変更して対処していただきたい。

市町村の調査ではそのような設問に変更するところもでていますが、都道府県では全国比較する立場上、内閣府の設問と同じ設問をしているところが見受けられるので、政府の側でも変更を検討願いたい。

- 7, 議員立法で成立した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000年12月6日法律第147号)は人権擁護施策推進審議会会長が談話で法的措置は必要なしとしたにもかかわらず、一部団体の「部落差別をなくしていくための法律」として制定された。私たちは、法律の最大の問題点は、人権問題を差別問題に矮小化して「国民の差別意識」の問題にし、憲法で保障された思想・良心の自由や表現の自由を侵害する、法の名で国民に特定の考えが強制・教化がなされる、として法制定に強く反対した経緯がある。

今日、自治体などの「指針」や「計画」などでは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を根拠に、市民の内心に踏み込み「差別意識がある」と市民を差別者扱いし、「依然として根深い差別意識」を解消することが人権(同和)啓発の課題とされ、「啓発冊子」では同和問題の実態を歪めて描き、差別の拡大再生産という矛盾など多々問題が生じている。部落(同和)問題の実態から乖離した人権(同和)啓発や人権(同和・解放)教育に法的根拠を与えている「人権教育啓発推進法」は、見直し規定に則り即刻廃止されたい。

- 8, 日本国は自由権規約の批准以来半世紀近くにわたって、個人通報制度の導入を実現していない。国会が自由権規約を批准した時、第一選択議定書の速やかな批准を約束した。それにもかかわらず、これが果されることなく今日に至っている。このため、人権面では多々遅れが目立ち、とりわけ国際的な自由権規約の解釈基準にそぐわない独自の人権理論が定着し、それが人権の国際化への到達を阻んでいる。個人通報制度は日本国が批准した主要な国際人権条約すべてにおいて、実現していない。このため、条約の趣旨に反する判決が最高裁判所及びその下級審においても度々罷り通っている。日本政府は報告審査

の機会ごとに批准は「鋭意検討中」の常套句で答えをはぐらかし、批准を拒否する姿勢を示してきた。批准を見越して準備を完了し、受け入れに支障がないのだとしたら、直ちに批准すべきである。

(8) 法務省（人権擁護局） 12月14日（金） 13:30-14:30

- 1, 「部落差別解消推進法」にかかわる国会附帯決議の遵守を徹底し、法の恣意的な拡大解釈に毅然として対処されたい。
 - ①法本文だけでなく附帯決議も周知し、遵守するよう会合や研修などで徹底されたい。
 - ②「世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意する」（衆議院）に際しての視点を示されたい。
 - ③「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずる」（参議院）に関わり講ずるべき対策について示されたい。
 - ④「当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意」に関わり留意すべき点について示されたい。
- 2, 数ヶ所の自治体で部落差別の解消を進める条例を可決している。条例は、市が差別解消に向けて施策を進める責務を明記。部落差別解消推進基本計画を取りまとめ、市民団体や学識者らでつくる審議会を設置し、相談体制や人権教育の充実などの施策を効果的に進めるなど、同じ内容となっている。「部落差別解消法」は「理念法」だと提案者は繰り返し発言した。よってこの法の成立は「部落問題」に特化した新たな施策・計画づくりを国や自治体に促してはいいない考える。省の見解を明らかにされたい。
- 3, 「部落差別の実態に係る調査」等に係わって
 - ①法の第6条に係わって、どのような内容、手法を検討しているのか明らかにされたい。
 - ②人権教育啓発センターに設置された有識者会議の答申を明らかにされたい。
 - ③今日における「同和問題に関する国民の差別意識」についてどのように認識されているか。
 - ④各地で行われている「市民意識調査」は「同和地区」「同和地区住民」を前提に実際の問題行為では無く、「同和問題」の理解を問うて「啓発効果」を図る程度の意味しかなく、実際の市民の認識に誤解を与えていることから有益な設問とは言えない。「同和地区」「同和地区住民」を前提とする設問はやめられたい。
 - ⑤5年ごとに内閣府が実施している「人権擁護に関する世論調査」の同和問題に関する人権上の問題の設問で、「部落差別解消法」の成立を反映して「部落差

別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」と問う箇所がある。「どのような人権問題があると思うか」との問いは、実際に見聞きしたことのほか、想像したことも合わせて問う形になり、誘導的であり、科学的調査とは言えない。「あなたは、同和問題に関し、実際に身のまわりで起きたことを聞いたことがありますか」などの設問に変更して対処していただきたい。

市町村の調査ではそのような設問に変更するところもでていますが、都道府県では全国比較する立場上、内閣府の設問と同じ設問をしているところが見受けられるので、政府の側でも変更を検討願いたい。

4、同和問題の現状について、人権啓発パンフレット「心ひらこうー同和問題はいま」は、人権侵犯処理のなかでの件数割合や処理内容の変化を示さず、解決へと前進している婚姻などの変化した数字もあげず、世論調査に見られる「いまだ残る差別意識」、実証に欠ける「結婚や就職の差別」を記述するなど、かえって誤った理解を広げ啓発不信を招きかねない。是正をセンターに求められたい。

5、議員立法で成立した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（2000年12月6日法律第147号）は人権擁護施策推進審議会会長が談話で法的措置は必要なしとしたにもかかわらず、一部団体の「部落差別をなくしていくための法律」として制定された。私たちは、法律の最大の問題点は、人権問題を差別問題に矮小化して「国民の差別意識」の問題にし、憲法で保障された思想・良心の自由や表現の自由を侵害する、法の名で国民に特定の考えが強制・教化がなされる、として法制定に強く反対した経緯がある。

今日、自治体などの「指針」や「計画」などでは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を根拠に、市民の内心に踏み込み「差別意識がある」と市民を差別者扱いし、「依然として根深い差別意識」を解消することが人権（同和）啓発の課題とされ、「啓発冊子」では同和問題の実態を歪めて描き、差別の拡大再生産という矛盾など多々問題が生じている。部落（同和）問題の実態から乖離した人権（同和）啓発や人権（同和・解放）教育に法的根拠を与えている「人権教育啓発推進法」は、見直し規定に則り即刻廃止されたい。

6、「国内人権機関」設立について、以下の点を求める。

- ①国連パリ原則に沿った、独立性と実効性が確保されるものにする
- ②人権委員会は権力や大企業等による人権侵害、平等権に係わる領域のみを強制救済できるようにする
- ③言論・出版の自由に係わり定義があいまいで言論表現規制につながる「不当な差別的言動」「誘発・助長」などの文言・規定は法の目的記述からはずす

- ④人権擁護委員の国籍条項をなくす
- ⑤国民の権利実態をふまえ、法律の必要性などそもそもからの議論が行えるようにする
- ⑥国連関係委員会に対しこの件に関する日本国内での議論の到達点など正しい情報提供を求める。

7, 日本国は自由権規約の批准以来半世紀近くにわたって、個人通報制度の導入を実現していない。国会が自由権規約を批准した時、第一選択議定書の速やかな批准を約束した。それにもかかわらず、これが果されることなく今日に至っている。このため、人権面では多々遅れが目立ち、とりわけ国際的な自由権規約の解釈基準にそぐわない独自の人権理論が定着し、それが人権の国際化への到達を阻んでいる。個人通報制度は日本国が批准した主要な国際人権条約すべてにおいて、実現していない。このため、条約の趣旨に反する判決が最高裁判所及びその下級審においても度々罷り通っている。日本政府は報告審査の機会ごとに批准は「鋭意検討中」の常套句で答えをはぐらかし、批准を拒否する姿勢を示してきた。批准を見越して準備を完了し、受け入れに支障がないのだとしたら、直ちに批准すべきである。